「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる 久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料 令和5年12月8日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる 久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会 証人出頭請求経過

令和 5 年 10 月 31 日開催の標記委員会において決定した関係人への証人出頭請求経過については、以下のとおり。

日時	場所	経過	資料No.
令和5年11月24日	千代田庁舎	関係人:田代和正氏へ「証人出頭請求	資料1
午後 5 時 53 分		書」を郵送。(速達・一般書留・配達証	
		明)	
令和5年11月27日		石岡郵便局により「証人出頭請求書(再	資料 2
午前 10 時 6 分		請求)」送達。	
令和5年11月27日	千代田庁舎	関係人より、電子メールにて、出頭の意	
午後 4 時 55 分		思はあるものの、以下の理由により日	
		程調整を希望する旨の連絡あり。	
		理由:12月8日(金)は親類関係の用	
		事があり、出席できないため。	
		希望日:12月12日(火)午後2時以降	
		のほか、平日では火曜日。	
令和5年11月30日	千代田庁舎	電子メールにて出頭可能日を調整。	
午前 10 時 52 分		出頭の候補日を 12 月 19 日(火)とし	
		て調整中。	

か議第 130 号 令和5年11月24日

田代和正様

証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため、下記により貴殿を証人として出頭を求めることになったことから、地方自治法第100条第1項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せず又は証言を拒む場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので 念のために申し添えます。

記

1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

- 2. 証言を求める事項 別紙尋問事項書のとおり
- 3. 出頭すべき日時、場所

日時令和5年12月8日(金)午前10時00分場所茨城県かすみがうら市上土田461番地かすみがうら市役所千代田庁舎3階全員協議会室

尋問事項書

尋問事項

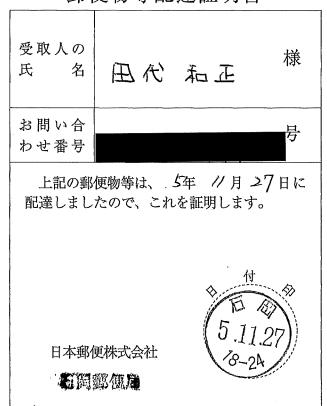
- 1. 署名活動代表者就任に関する経緯
- 2. 署名活動における久松公生議員との関係
- 3. 署名活動の方法・実態
- 4. 署名活動における協議の参加者について
- 5. 署名偽造に関する協議の有無
- 6. 署名偽造に対する認知と考え方
- 7. 本人の意思に反する署名が発生した背景
- 8. 署名偽造の実行者
- 9. 要望書取り下げの理由
- 10. 要望書を出し直さない理由
- 11. 要望書の作成者
- 12. 要望書提出や取り下げの周知方法
- 13. 委員会の記録提出請求に対する意見書作成の経緯
- 14. 委員会への記録提出拒否の判断根拠
- 15. 署名偽造の確認作業について
- 16. 委員会への記録提出拒否に関する認識
- 17. 偽造された署名以外の署名についての認識
- 18. 署名活動と政治活動の認識

書留·特定記録郵便物等受領証





郵便物等配達証明書



ユ07370 (2022·SYE)